

# 第4次 豊後高田市男女共同参画計画

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度



豊後高田市

## はじめに

---



男女共同参画社会基本法では、男女がお互いの人権を尊重しつつ責任を分かちあい、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけております。

本市では、平成21年3月に「ぶんごたかだ愛・あいプラン(男女共同参画計画)」を策定するとともに、平成25年3月には「豊後高田市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを推進してまいりました。

しかし、社会における固定的な性的役割分担意識、無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)や社会慣行は減少傾向にあるものの依然として根強く残っています。また、急速な少子高齢化の進展による社会状況の変化や就労形態の多様化、女性の視点に立った防災対策など新たな課題への対応も求められております。

そこで、これらの状況に対応するため、これまでの進捗状況を振り返ったうえで、より一層の推進を図るため、「第4次豊後高田市男女共同参画計画」を策定することといたしました。

この計画を着実に推進するため、市は先頭に立って全庁的な取組を行い、市民の皆様、企業や団体との連携・協働を図りながら、施策の推進に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解ご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご審議いただきました豊後高田市男女共同参画推進委員会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和6年3月

豊後高田市市長 佐々木 敏 夫

# 《 目 次 》

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の視点 ～基本理念～	3
5 計画の体系	4
第2章 第4次男女共同参画計画の内容	6
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会をめざす意識づくり	6
重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識改革	6
重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	9
基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会づくり	12
重点目標1 生涯を通じた健康づくりの推進	12
重点目標2 人権侵害を引き起こすあらゆる暴力の根絶	13
重点目標3 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	17
重点目標4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	18
基本目標Ⅲ 誰もが共に活躍できる環境づくり	19
重点目標1 政策方針決定過程への女性の参画拡大	19
重点目標2 男女における仕事と生活の調和	20
重点目標3 男女が共に働きやすい雇用環境の整備	24
重点目標4 農山漁村における男女共同参画	27
第3章 推進体制の整備に向けて	28
資 料	30
1 豊後高田市男女共同参画推進条例	31
2 男女共同参画社会基本法	35
3 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	41
4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	59
5 豊後高田市男女共同参画推進委員会委員	70

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会※の実現は、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会に関する施策を推進していくこととしています。

本市では、男女が共に支え合い協力しあう男女共同参画社会の実現をめざし、平成21年3月に「ぶんごたかだ愛・あいプラン」を策定し、総合的かつ計画的に取り組を進めてきました。また、平成26年3月に「第2次男女共同参画計画」、令和元年9月に「第3次男女共同参画計画」を策定し、さらなる取組みを進めてきたところです。

しかし、社会全般における性別による固定的な役割分担やアンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）※がいまだに根強く残り、政策決定方針過程に女性の参画が十分でない状況があるなど、家庭や地域、働く場所など、さまざまな場において男女共同参画が進んでいない状況があります。

また、就労形態の多様化や配偶者からの暴力問題、女性視点に立った防災対策といった課題への対応が求められています。

このようなことから、課題解決にむけ、男女が平等で、お互いの人権が尊重され、社会のあらゆる分野で各人の個性や能力が発揮できるよう、さらなる取組みを推進するため、「第4次男女共同参画計画」を策定するものです。

### ※男女共同参画社会

男女が互いに人権を尊重し、「女性」や「男性」というイメージにあてはめてしまうことなく、一人ひとりが持っている個性や能力を十分に発揮できる豊かな社会のことで

### ※アンコンシャスバイアス（無意識の思い込み）

自分自身は気づいていない「ものの見方やとらえ方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれています。

## 2 計画の位置づけ

- ① 「男女共同参画社会基本法」第14条及び「豊後高田市男女共同参画推進条例」第4条に基づく、本市の男女共同参画社会の形成を図るための基本的な計画です。
- ② 第2次豊後高田市総合計画（改訂版）との整合性を図っています。
- ③ 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」第2条の3第3項に基づく本市における基本計画と位置づけます。
- ④ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に基づく本市における推進計画と位置づけます。
- ⑤ 意識調査による市民の意見や豊後高田市男女共同参画推進委員会の意見等を反映し、策定しています。
- ⑥ 国際社会共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標）の理念を踏まえたものと位置づけます。

### SDGs（持続可能な開発目標）

持続可能な開発目標（SDGs）とは、貧困、不平等・格差、気候変動による影響など、世界のさまざまな問題を根本的に解決し、すべての人たちにとってより良い世界をつくるために設定された、世界共通の17の目標です。



### 3 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

### 4 計画の視点～基本理念～

本市では、男女がお互いの人権を尊重し、喜びと責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざすため、平成25年3月に「豊後高田市男女共同参画推進条例」を制定し、公布しました。

この条例には、以下の6つの基本理念が規定されていて、この計画についてもこれらの基本理念をもとに策定されています。

#### ① 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されなければなりません。

#### ② 社会における制度又は慣行についての配慮

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会のあらゆる分野における活動の選択に関して、男女が制度又は慣行により差別されないように配慮されなければなりません。

#### ③ 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者等における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければなりません。

#### ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動に関し、家族の一員として相互に協力し、当該家庭生活における活動と職場、学校、地域等における活動との両立を図ることができるようにしなければなりません。

#### ⑤ 性と生殖に関する健康と権利の尊重

男女が相互に身体の特徴について理解しあうことにより、性と生殖に関する健康と権利をお互いに認め合えるようにしなければなりません。

#### ⑥ 国際的協調

男女共同参画の推進が国際社会における取組みと密接な関係を有していることに鑑み、その推進は国際的協調の下に行われなければなりません。

## 5 計画の体系

	基本目標	重点目標	施策の方向	SDGs	
思いやりと協力で愛情豊かなまちをめざして	I 男女共同参画社会をめざす意識づくり	1. 男女共同参画の視点に立った意識改革	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 全市的な広がりを持った広報・啓発の充実強化</li> <li>② 家庭・地域・職場における意識改革と社会制度・慣行の見直し</li> <li>③ 男女共同参画にかかる調査や情報の収集・提供</li> </ul>	   	
		2. 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 男女共同参画を推進する教育・学習の充実</li> <li>② 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実</li> </ul>		
	II 誰もが安心して暮らせる社会づくり	1. 生涯を通じた健康づくりの推進		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 生涯を通じた健康の保持促進</li> <li>② 妊娠・出産等に関する健康支援</li> <li>③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進</li> </ul>	  
			DV対策基本計画	2. 人権侵害を引き起こすあらゆる暴力の根絶	
			3. 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 高齢者、障がい者等がいきいきと安心して暮らせる地域づくり</li> <li>② ひとり親家庭への支援と自立促進</li> </ul>	

		4. 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立	① 女性、子どもの視点に立った適切な避難所対応の推進 ② 防災に関する活動の女性参画の促進	
III 誰もが共に活躍できる環境づくり	女性活躍推進法に基づく推進計画	1. 政策方針決定過程への女性の参画拡大	① 審議会等への女性の参画促進 ② 役職・管理職等への女性の登用促進 ③ 男女共同参画を担う人材育成	  
		2. 男女における仕事と生活の調和	① 仕事と生活の調和の実現 ② 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	
		3. 男女が共に働きやすい雇用環境の整備	① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 ② ポジティブ・アクションの推進 ③ 女性の能力発揮促進のための支援	
		4. 農山漁村における男女共同参画	① 意識改革と女性の参画拡大 ② 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	
			推進体制の整備に向けて	1. 庁内体制の整備 2. 市民参加による取組みの推進 3. 関係機関との連携 4. 計画の進行管理

## 第2章 第4次男女共同参画計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会をめざす意識づくり

#### 重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識改革

##### 【現状と課題】

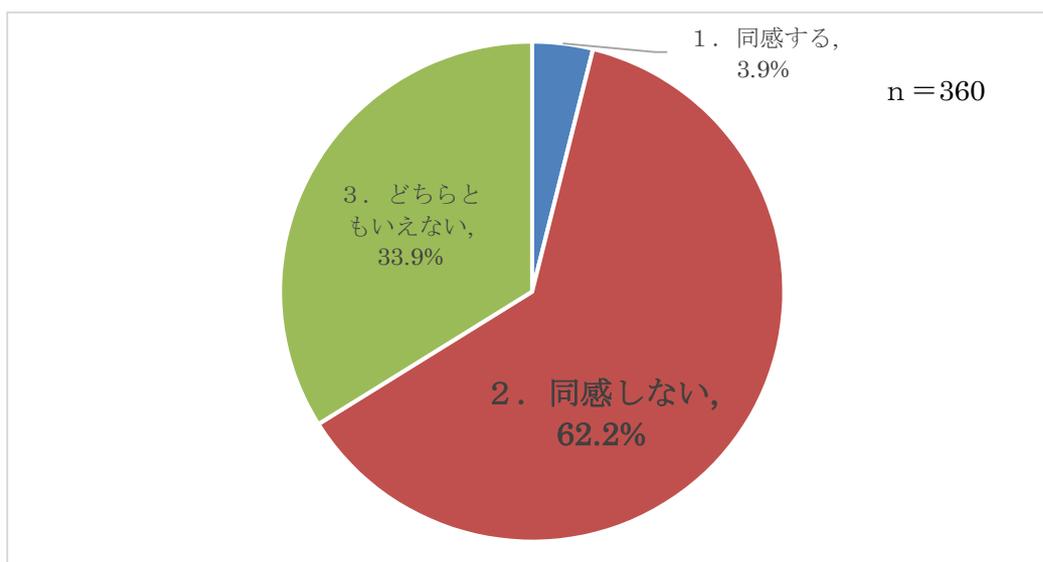
私たちの社会では、「男だから」「女だから」ということで、社会のさまざまな場面での活動が妨げられることがあります。

令和5年8月、18歳以上の市民を対象に実施した意識調査の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方に対して「同感しない」と回答した方が前回と比べて4.1ポイントアップし、62.2%という結果が出ていますが、分野別の男女の地位が平等であるかの質問に対しては、「政治の場」、「社会通念・地域の慣習やしきたり」、「社会全体」で男性が優遇されているといった回答が多く、固定的な性別役割分担意識が未だに根強く残っています。

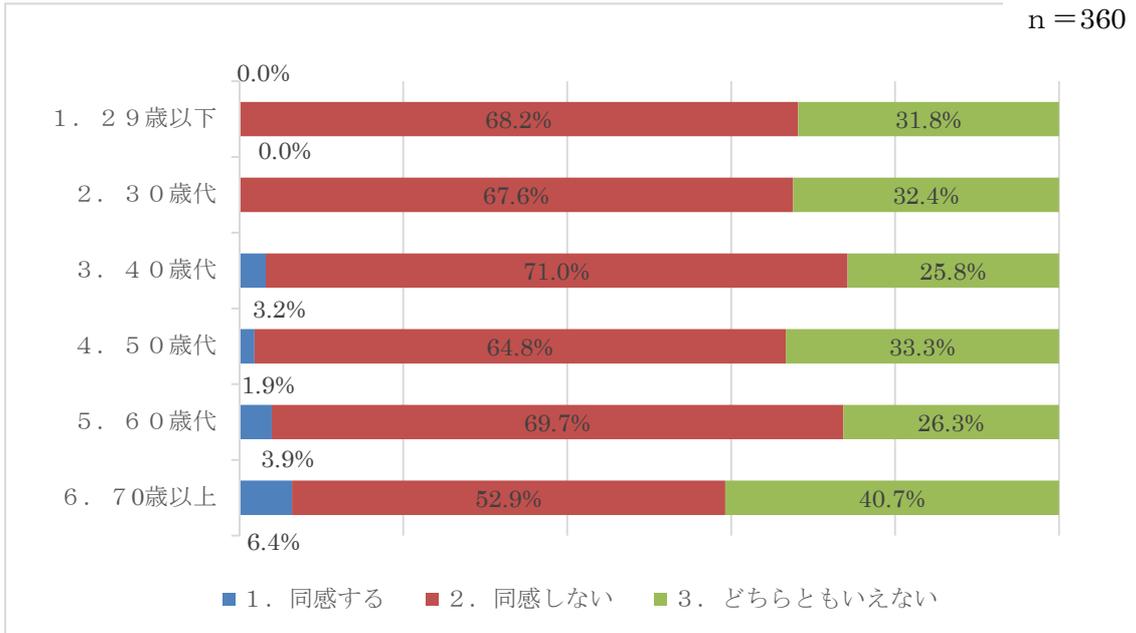
男女が性別にとらわれることなく、社会の対等な構成員としてその個性と能力が十分発揮できるようにするため、男女共同参画に関する広報・啓発活動を全市的な広がりを持った運動として展開するとともに、男女のライフスタイルが多様化する中で、さまざまな社会制度や慣行を見直すことが求められています。

また、統計情報の収集・整備・提供を積極的に行い、男女のおかれている状況を積極的に把握することが必要です。

#### 「男は仕事、女は家庭」という考え方（全体）



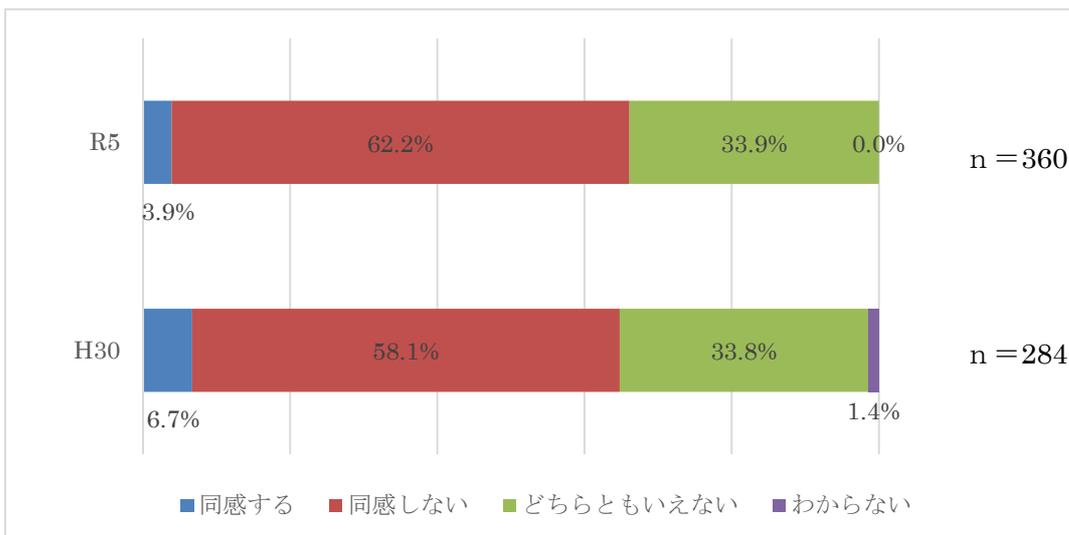
## 「男は仕事、女は家庭」という考え方（年代別）



### ＜過去の調査との比較＞

この結果を前回調査（H30）と比較しますと、「同感する」は、2.8%減少し、「同感しない」は、4.1%増加していて、男女共同参画に対する意識が向上したことになります。これにつきましては、前回と今回の調査対象者数や年齢層の違いはありますが、啓発が浸透している結果で、引き続き取組みを進めていく必要があると考えられます。

## 「男は仕事、女は家庭」という考え方（前回比較）



【施策の方向】

施 策	具体的施策	担当課
① 全市的な広がりを持った広報・啓発の充実強化	<p>○市報、ホームページ、ケーブルテレビ等さまざまな媒体を活用した広報、啓発を行います。</p> <p>○各種団体と連携し、男女共同参画週間に街頭啓発や講演会を開催し、啓発に努めます。</p>	<p>人権啓発・部落差別解消推進課</p> <p>人権啓発・部落差別解消推進課</p>
② 家庭・地域・職場における意識改革と社会制度・慣行の見直し	<p>○性差別につながる表現がされていないかなど、様々な場面における性的役割分担意識の解消に努めます。</p> <p>○社会活動やライフスタイルの選択に関する税制、社会保障制度等について情報提供を行います。</p> <p>○市職員の研修を行い、意識啓発と職場環境の改善を図ります。</p>	<p>全課</p> <p>人権啓発・部落差別解消推進課 関係課</p> <p>総務課</p>
③ 男女共同参画にかかる調査や情報の収集・提供	<p>○男女共同参画にかかる調査や情報の収集・提供を行い、男女のおかれている状況を客観的に把握するように努めます。</p>	<p>人権啓発・部落差別解消推進課</p>

## 重点目標2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

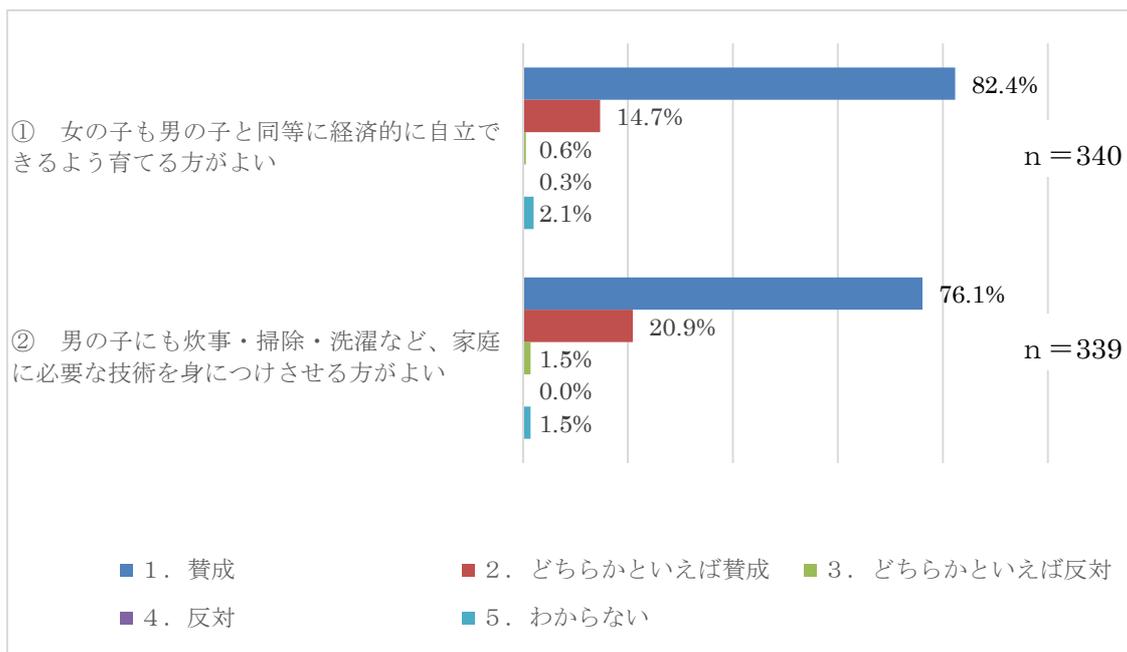
### 【現状と課題】

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画について正しい知識や自立の意識を持ち、社会のあらゆる分野で多様な選択ができるよう、生涯にわたってさまざまな分野で学習していく必要があります。

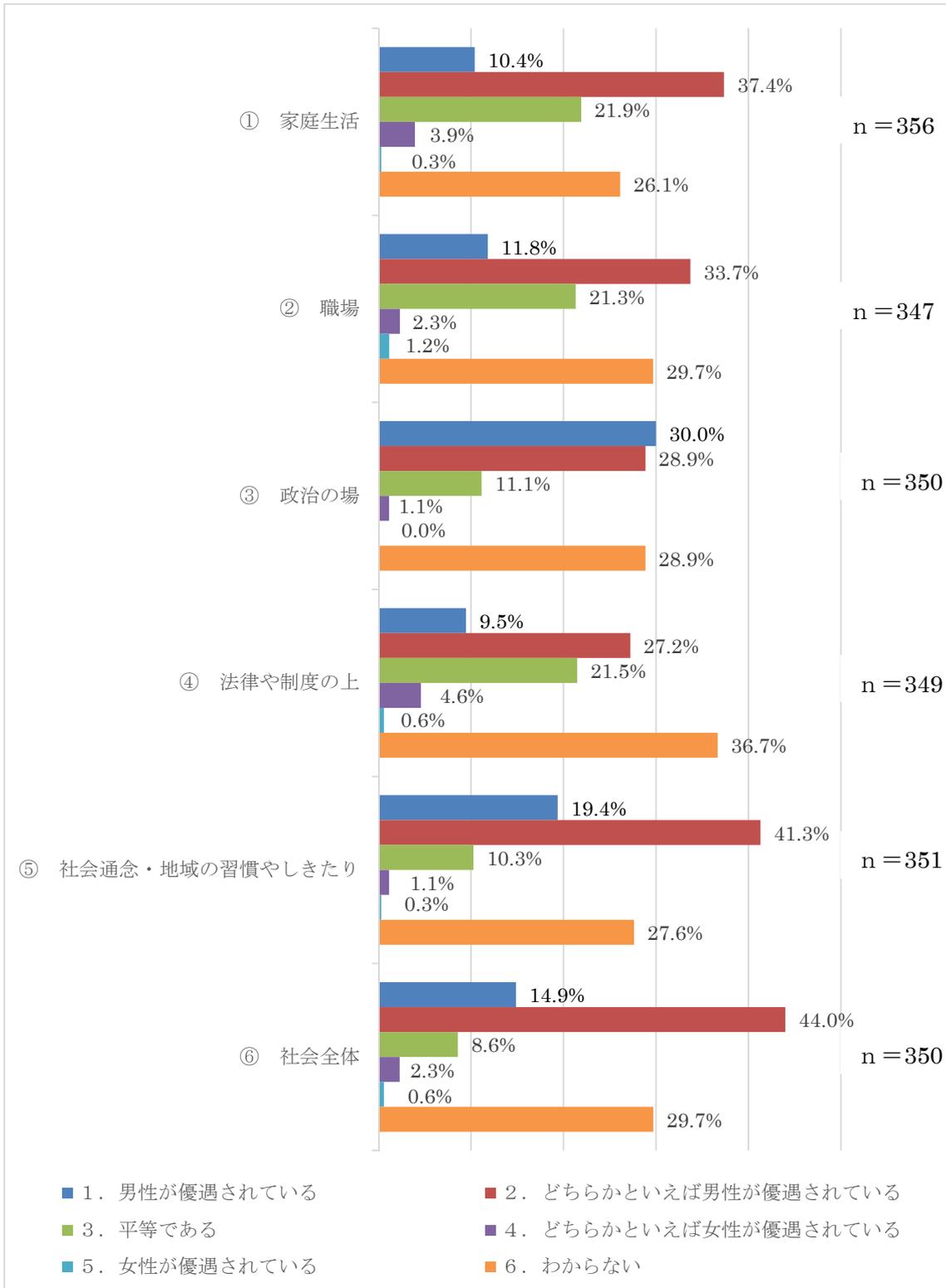
市民意識調査の結果によると、こどものしつけや教育について、「女の子も男の子と同等に経済的に自立できるよう育てる方がよい」という考え方に対して「賛成」と回答した方が82.4%、また、「男の子にも炊事・掃除・洗濯など、家庭に必要な技術を身につけさせる方がよい」という考え方に対して「賛成」と回答した方が76.1%という結果が出ています。一方、分野別の男女の地位が平等であるかの質問に対しては、「社会通念・地域の慣習やしきたり」で男性が優遇されているといった回答が多く、「どちらかと言えば男性が優遇されている」という回答を含めて60.7%という結果が出ています。

人間の意識や価値観は幼少期から形成されるため、家庭、学校、地域社会の中で人権意識や男女平等観を育てるための教育が重要です。

### こどものしつけや教育



## 男女の平等



## 【施策の方向】

施 策	具体的施策	担当課
① 男女共同参画を推進する教育・学習の充実	○児童生徒の発達段階に応じ、人権尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性、家庭生活の大切さなどについての指導の充実を図ります。	学校教育課
	○PTA等と連携しての学習会や公民館など身近な場所で、男女共同参画に対する共通理解を図り、家庭での取組みを推進します。	教育総務課 学校教育課
	○学校、幼稚園、保育所の教職員等に対する研修の充実を図ります。	学校教育課 子育て支援課
② 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	○誰もが主体的に進路を選択できる能力を身に付けられるよう、講演会等を開催し、啓発を推進します。	人権啓発・部落差別解消推進課
	○児童生徒が、主体的に自己の進路を選択・決定できる能力や望ましい勤労、職業観を身に付けられるようキャリア教育※を推進します。	学校教育課

### ※キャリア教育

人が生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や自分との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが、「キャリア」であるとされています。

一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育が「キャリア教育」です。

## 基本目標Ⅱ 誰もが安心して暮らせる社会づくり

### 重点目標1 生涯を通じた健康づくりの推進

#### 【現状と課題】

男女がお互いの身体的特徴を十分に理解し、お互いの人権を尊重し、相手に対する心配りをもって生きていくことは、男女共同参画社会実現にあたり、重要なことです。特に、女性は、妊娠・出産をする可能性があり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面することについて、男女ともに留意する必要があります。

このため、思春期、妊娠期、子育て期、更年期及び高齢期等の各ライフステージに応じて適切な健康の保持増進を図る必要があります。

#### 【施策の方向】

施策	具体的施策	担当課
① 生涯を通じた健康の保持促進	○健康づくりの講座を開催し、健康に対する認識を深めるとともにライフステージに応じた健康相談の充実を図ります。	健康推進課
	○生活習慣病の予防や特定健診・各種がん検診の一層の推進を図り、健康増進に努めます。	健康推進課 保険年金課
	○児童生徒の発達段階に応じた適切な性教育等を推進し、母性保護についての知識の普及に努めます。	学校教育課 子育て支援課
② 妊娠・出産等に関する健康支援	○妊娠と出産に関する女性の意見を尊重しながら安心して子どもを産めるように、母子保健事業に関する正しい知識の普及と育児不安の軽減を図ります。	子育て支援課
	○妊娠・出産に関する情報提供を行います。	子育て支援課
	○エイズや性感染症の基本的な予防方法など正しい知識を身に付けるため、性と生殖に関する学習機会の提供に努めます。	健康推進課 学校教育課
③ 健康をおびやかす問題についての対策の推進	○薬物乱用による心身に及ぼす影響についての正確な情報提供を行い、薬物乱用防止対策を推進します。	健康推進課

## 重点目標 2 人権侵害を引き起こすあらゆる暴力の根絶

### 【豊後高田市DV対策基本計画】

#### 【現状と課題】

パートナー（配偶者等）からの暴力、性犯罪、売買春、**セクシュアル・ハラスメント※**、**ストーカー行為※**等の女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重要な課題です。

その背景には、性別による固定的な役割分担意識、経済力の格差、重要な決定事項は夫が行うのが当たり前というような上下関係、過去から今日に至るまで、男女がおかれてきた社会的・構造的問題があります。

特に、パートナーからの暴力（**ドメスティック・バイオレンス※**）は、家庭内の問題、個人的な問題とされ、潜在化しやすく、救済が十分に行われないといった課題があります。したがって、DV防止法に基づき、女性に対する暴力を防止し、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む）を図るためには、国・地方公共団体・民間の関係団体が連携・協力し、通報・相談・保護・自立支援の体制を図る必要があります。

そして、女性に対する暴力が決して許されないものであるという認識を広く社会に浸透させ、暴力を予防し、暴力を容認しない社会をつくることが重要です。

#### ※セクシュアル・ハラスメント

継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、さまざまな生活の場で起こり得るものです。

#### ※ストーカー行為

同一の者に対し、つきまとい等を繰り返し行うことです。「つきまとい等」とは、恋愛感情などの好意の感情又はその感情が満たされなかったことに対する怨念の感情を充足させる目的で8つの類型化された行為（①つきまとい・待ち伏せ・押し掛け ②監視していると告げる行為 ③面会・交際の要求 ④乱暴な言動 ⑤無言電話・連続電話・ファクシミリ ⑥汚物などの送付 ⑦名誉を傷つける ⑧性的羞恥心の侵害）です。

#### ※ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から受ける暴力のことです。

暴力には、様々な形態があります。

- ・身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつける など）
- ・精神的暴力（大声でどなる、何を言っても無視する など）
- ・社会的暴力（メールや電話などをチェックする、外出をさせない など）
- ・経済的暴力（必要な生活費を渡さない、外で働くことを嫌がる など）
- ・性的暴力（性行為を強要する、避妊に協力しない など）

## ドメスティック・バイオレンス〔夫婦・恋人間の暴力〕について

### (1) ドメスティック・バイオレンスの実態

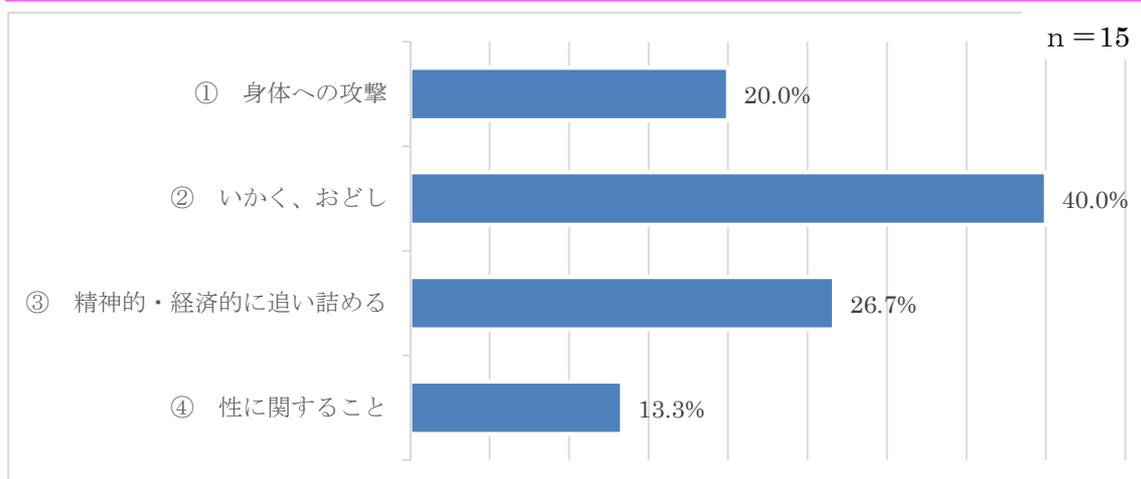
ドメスティック・バイオレンスについては、配偶者や恋人など、親しい関係にある人の中で起こることから、わかりにくい問題ですが、全体で35人、女性では24人が「ある」と回答していて、少なからず実態があることが分かりました。

そして、受けた内容について、女性の3年以内でみると、「いかく、おどし」が40.0%と一番高く、続いて「精神的・経済的に追い詰めること」26.7%となっています。

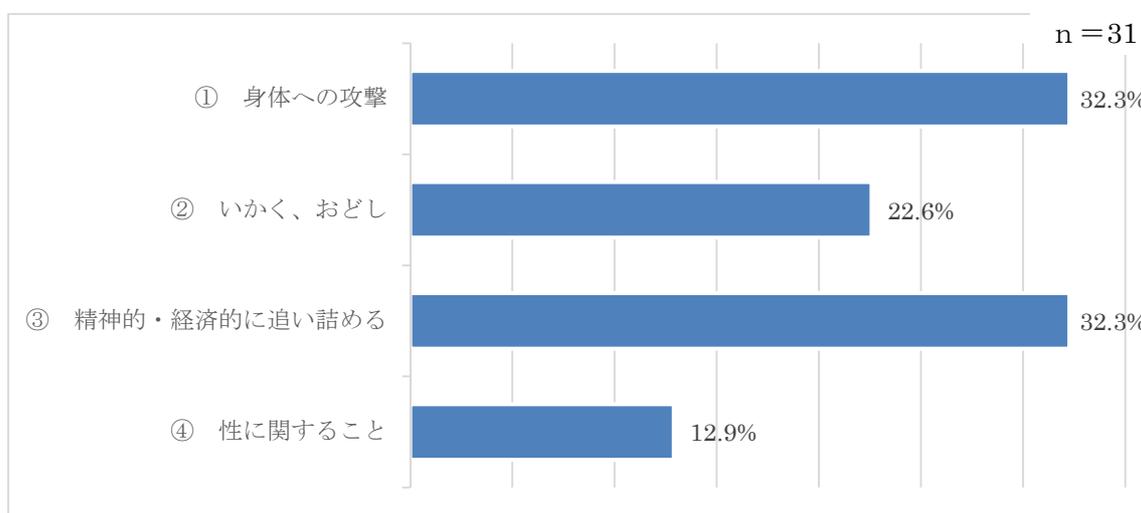
n = 336

	あ る	な い
全 体	35人 (10.4%)	301人 (89.6%)
女 性	24人 (13.3%)	157人 (86.7%)
男 性	10人 ( 7.1%)	130人 (92.9%)

### 3年以内に受けた（女性）



### それ以前に受けた（女性）



## セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）について

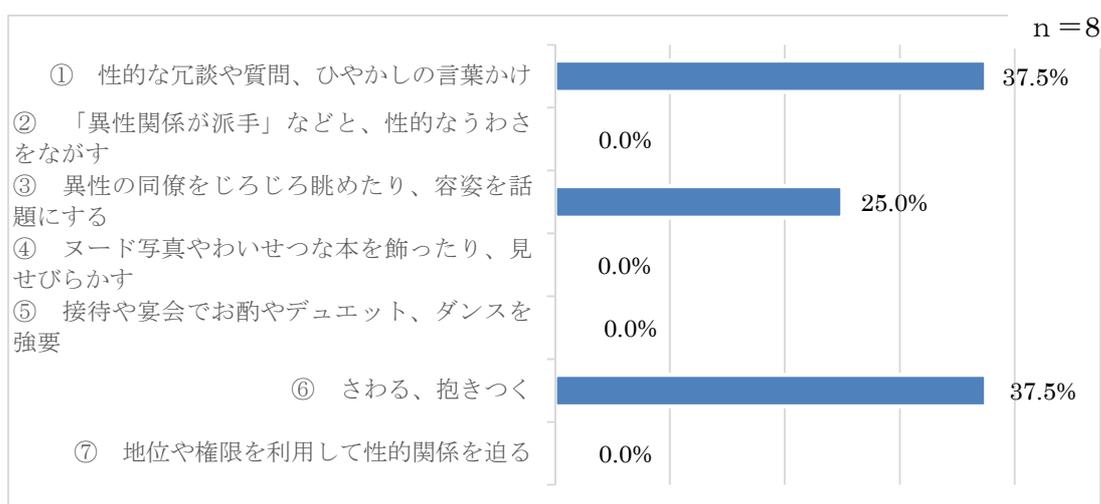
### （１）セクシュアル・ハラスメントの実態

セクシュアル・ハラスメントについては、全体で48人、女性では33人が「ある」と回答していて、実態があることがわかりました。そして、受けた内容について、女性の3年以内でみると、「性的な冗談や質問、ひやかしの言葉をかける」と「さわる、抱きつく」が37.5%と一番高く、続いて「異性の同僚をじろじろ眺めたり、容姿を話題にする」が25.0%となっています。

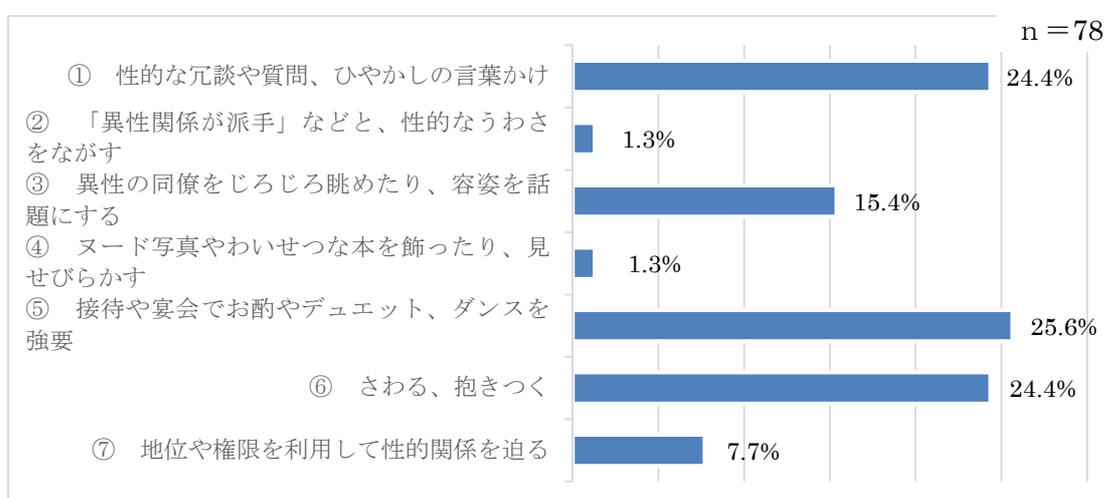
n = 319

	あ る	な い
全 体	48人 (15.0%)	271人 (85.0%)
女 性	33人 (19.1%)	140人 (80.9%)
男 性	13人 (9.9%)	118人 (90.1%)

### 3年以内に受けた（女性）



### それ以前に受けた（女性）



【施策の方向】

施 策	具体的施策	担当課
① 暴力を許さない社会づくり	<p>○女性に対する暴力をなくす運動期間(11月12日～25日)等に広く啓発活動を行い、学習機会の提供を行います。</p> <p>○学校教育において、暴力を許さない人権教育の充実を図るよう働きかけます。</p>	<p>人権啓発・部落差別解消推進課</p> <p>学校教育課</p>
② パートナー等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進	<p>○暴力行為に対する医療関係者や民生委員等からの日常的な情報収集体制と相談体制の充実を図るとともに、関係機関との連携強化を図ります。</p> <p>○被害者が安全かつ安心して保護が受けられるよう、保護体制や被害者の子どもに対する支援の充実に努めます。</p>	<p>人権啓発・部落差別解消推進課</p> <p>社会福祉課</p> <p>子育て支援課</p> <p>市民課</p> <p>人権啓発・部落差別解消推進課</p> <p>子育て支援課</p>
③ セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	<p>○セクシュアル・ハラスメントは人権侵害行為であるという認識の浸透を図るため、パンフレット等を窓口にて配布し、意識の啓発に努めます。</p>	<p>人権啓発・部落差別解消推進課</p> <p>関係課</p>
④ 性犯罪・売買春、ストーカー行為等への対策の推進	<p>○被害者の人権侵害が守られるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。</p>	<p>市民課</p> <p>人権啓発・部落差別解消推進課</p>
⑤ 各種相談窓口の利用促進	<p>○被害者が泣き寝入りしないよう、自らの発信と相談することの大切さを啓発します。</p> <p>○学校教育において、デートDV※、セクシュアル・ハラスメントに対して、自発的な相談ができるよう、啓発に努めます。</p>	<p>人権啓発・部落差別解消推進課</p> <p>学校教育課</p>

※デートDV

交際相手から行われる暴力行為のことで、身体的な暴力のほか、大声でどなることや、ほかの人とのメールをチェックすることなどの精神的な暴力も含まれます。大人の恋人同士だけでなく、中学生、高校生、大学生などの若い恋人同士の間でも起こっています。

### 重点目標3 困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

#### 【現状と課題】

高齢者や障がい者（児）の介護や看護は女性が担っている場合が多く、市民意識調査において、結婚している家庭に「高齢者の世話や介護」の役割分担を聞いたところ、「主に妻」と回答した方が29.1%という結果が出ています。ただし、「夫婦共同で」の割合が最も高くなっています。また、ひとり親家庭は、経済的にも精神的にも厳しい状況に置かれていることも報告されています。

高齢者や障がい者、ひとり親家庭など生活上の困難に陥りやすい人々に対して、相談や各種支援サービス等の体制整備を行い、安心して暮らせる環境整備に努めていく必要があります。

#### 「高齢者の世話や介護」の役割分担



#### 【施策の方向】

施策	具体的施策	担当課
① 高齢者、障がい者がいきいきと安心して暮らせる地域づくり	○一人暮らしの高齢者や高齢世帯が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、生きがいづくりや社会参加を促進する体制づくりに努めます。	社会福祉課 保険年金課
	○高齢者の長年培った技術を活かし、シルバー人材センターによる就業機会の確保を図ります。	商工観光課
	○障がい者が地域で安定した生活を安心して送れるよう各種福祉サービスを適切に提供していくとともに、相談体制の整備を図ります。	社会福祉課
② ひとり親家庭への支援と自立促進	○ひとり親家庭の就労支援や相談業務の充実を図り、子育てしながら安心して働ける体制整備に努めます。	子育て支援課

## 重点目標 4 男女共同参画の視点に立った防災体制の確立

### 【現状と課題】

近年、各地で様々な災害が発生しており、被災後の実態調査では避難所などにおいて、プライバシー確保の問題や性暴力などの被害が課題として報告されており、性別や年代の違いに配慮した支援が求められています。

地域の防災力をより高めるため、自主防災計画や避難所運営等に際しては、女性の視点を盛り込んだ対応が重要であり、そのための人材育成が必要となります。

### 【施策の方向】

施策	具体的施策	担当課
① 女性、子どもの視点に立った適切な避難所対応の推進	○ 避難所開設や運営において、性別や年代の違いによるニーズに配慮した体制整備に努めます。	総務課
② 防災に関する活動の女性参画の促進	○ 女性の防災士や消防団員の確保を図り、男女共同参画の視点に立った防災体制整備に努めます。	総務課 消防本部

## 基本目標Ⅲ 誰もが共に活躍できる環境づくり

### 【女性活躍推進法に基づく豊後高田市推進計画】

#### 重点目標1 政策方針決定過程への女性の参画拡大

##### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現に当っては、社会の構成員の半分を占める女性の政策・方針決定過程への参画が促進されることが極めて重要です。

市の審議会等における女性の登用は、少しずつ進んでいますが、委員が組織の長や役職に指定されているなどの理由で女性委員の登用が進んでいない審議会等もあります。今後、女性の意見が市政に反映されるよう積極的な参画を推進していく必要があります。

また、女性自身も、社会における責任を自覚し、あらゆる分野で、自主的、主体的に参画していく意識を高めていくことが求められています。

#### 女性の参画や施策について

##### 【施策の方向】

施策	具体的施策	担当課
① 審議会等への女性の参画促進	○女性委員のいない審議会等をなくすことをめざすとともに、女性委員の割合を40%以上にすることを目標とします。	人権啓発・部落差別解消推進課 関係課
	○女性が、政策や方針決定の場に積極的に参画する意識を高めるための啓発を推進します。	人権啓発・部落差別解消推進課
② 役職・管理職等への女性の登用促進	○市職員について、女性の職域拡大と管理職登用を促進します。	総務課
	○企業や各種機関・団体等に対して、女性の職域拡大と管理職登用についての理解と協力を求めます。	人権啓発・部落差別解消推進課 関係課
③ 男女共同参画を担う人材育成	○実践に役立つ学習・研修機会の提供や各種女性団体の活動支援を通じ、人材育成に努めると共に女性のネットワークづくり等を支援します。	人権啓発・部落差別解消推進課 関係課

## 重点目標2 男女における仕事と生活の調和

### 【現状と課題】

家族形態の変化やライフスタイルの多様化に伴い、男女が共に社会のあらゆる活動に参画し、支え合っていく必要があります。しかしながら、固定的役割分担意識により、未だに男性は仕事優先で、家事や育児、介護等の家庭生活の大部分は女性が担っている状況があります。

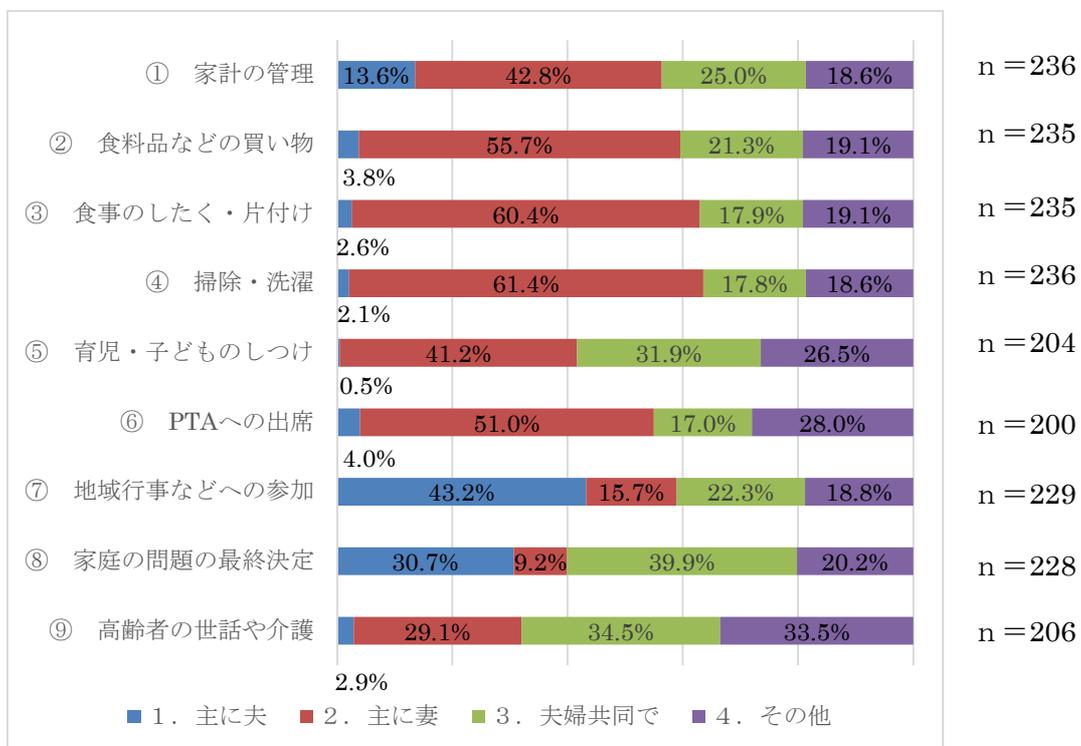
人口減少、少子高齢化が進展する中で、男女がともに家族としての責任を担いながら、仕事や地域活動を両立できるような環境をつくるためには、生活の見直しを大幅に進めるとともに、育児・介護に参加できる職場環境と社会環境の整備が必要です。

そのためには、仕事と生活の調和が企業の生産性向上、さらには社会・経済の活性化に役立つものであることを認識してもらうことが必要です。

### (1) 家庭内での役割分担

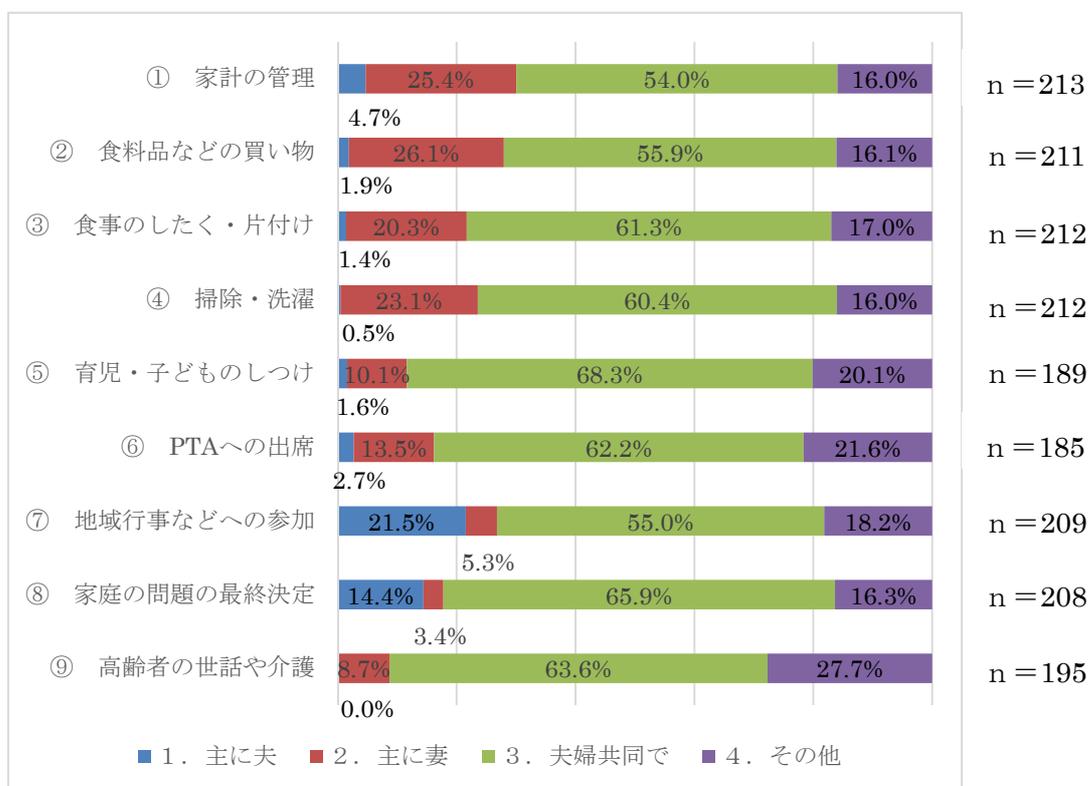
家庭内における役割分担の現状は、「食料品などの買い物」、「食事のしたく・片付け」、「掃除・洗濯」で「主に妻」が分担している割合が圧倒的に高くなっています。そして、「主に夫」が分担している割合が高いのは「地域行事などへの参加」と「家庭の問題の最終決定」のみとなっていることから、ほとんどが妻任せとなっているのが現状です。ただし、「家庭の問題の最終決定」では、「夫婦共同で」の割合が最も高くなっています。

#### 家庭内における役割分担（現状）



また、同じ設問の理想については、すべての項目において「夫婦共同で」の割合が高く、特に、「育児・子どものしつけ」と「家庭の問題の最終決定」の項目で高い数値を示している、これからの課題を示した形となっています。

### 家庭内における役割分担（理想）

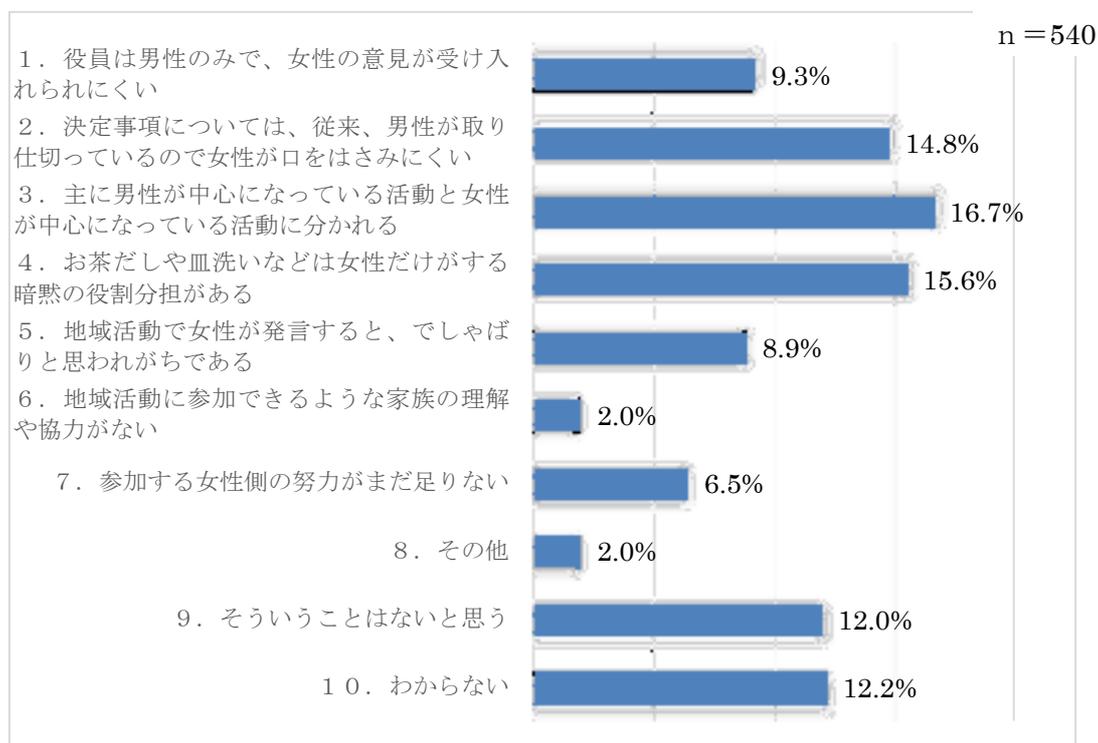


## （２）女性が活動しにくい理由

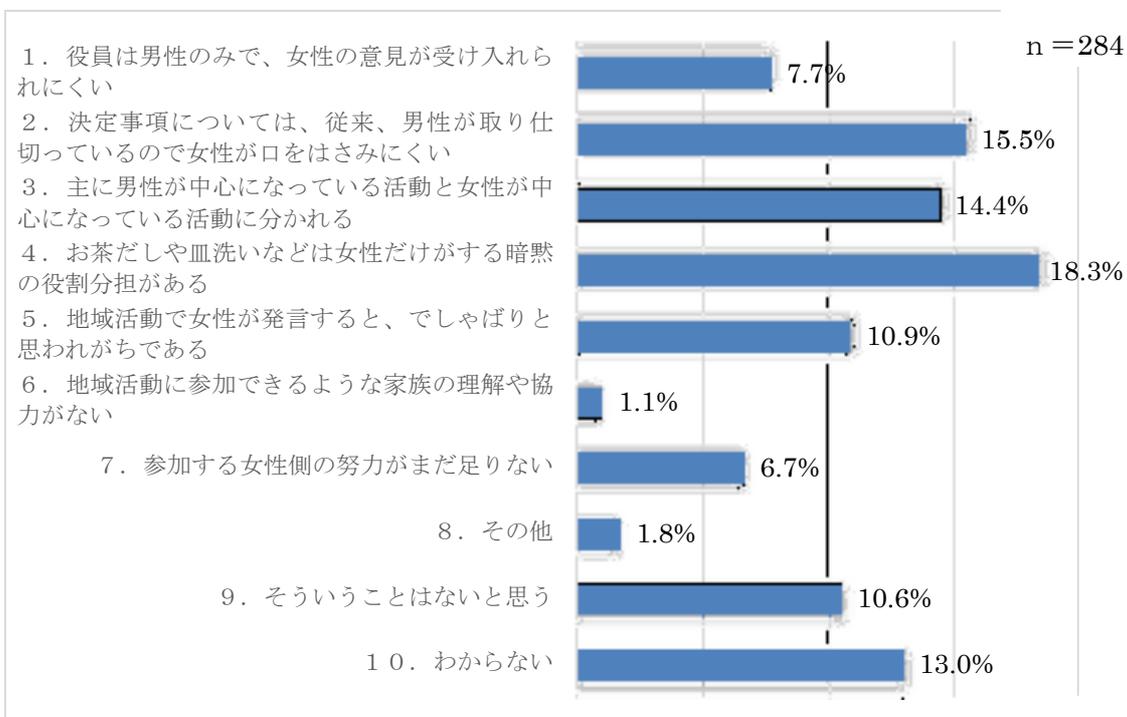
女性が活動しにくい理由としては、全体的には、「主に男性が中心になっている活動と女性が中心になっている活動に分かれる」、「決定事項については、従来、男性が取り仕切っているので女性が口をはさみにくい」、「お茶だしや皿洗いなどは女性だけがする暗黙の役割分担がある」が主な理由ですが、女性だけをみますと「地域活動で女性が発言すると、でしゃばりと思われるがちである」が 10.9%と次に高い割合を示しています。

一方、男性では、「そういうことはないと思う」が 13.6%と次に高くなっていて、女性と男性で意識の差が出ています。

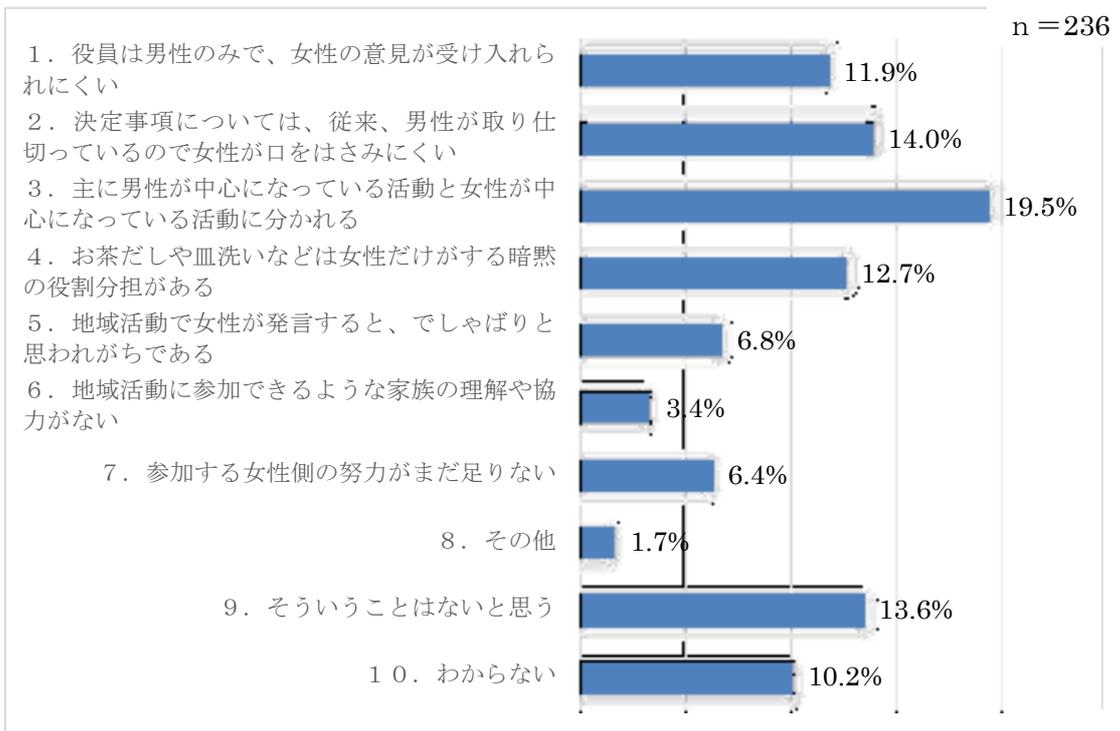
## 女性が自治会などで自由に活動しにくい理由（全体）



## 女性が自治会などで自由に活動しにくい理由（女性）



## 女性が自治会などで自由に活動しにくい理由（男性）



### 【施策の方向】

施策	具体的施策	担当課
① 仕事と生活の調和の実現	○企業や市民に対して性別による固定的な役割分担意識の解消、職場優先の組織風土や働き方の見直しを進めるための啓発に努めます。	人権啓発・部落差別解消推進課 商工観光課
② 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	○多様化するニーズに対応した延長保育や放課後児童クラブ等の充実を図り、仕事と家庭を両立し、安心して働ける環境整備に努めます。	子育て支援課
	○介護予防・生活支援策の充実を図り、援護を必要とする方への相談支援に努めます。	保険年金課

## 重点目標3 男女が共に働きやすい雇用環境の整備

### 【現状と課題】

男女雇用機会均等法により、雇用の場における性差別は禁止されていますが、就業形態や役職、勤続年数の違いを背景とした男女の給与所得格差など、依然として実質的な格差があります。

また、女性の労働状況を見ると、結婚、出産、育児期に離職し、子育てが一段落した際に再就職を希望しても、パート労働者や非正規社員を選択せざるを得ない状況があり、職場における男女の実質的な機会と待遇の均等が達成されていません。

したがって、雇用の分野における男女の機会均等と待遇の確保の徹底を図り、女性が活躍できる環境を整備するとともに、その能力を十分に発揮するための情報提供、相談対応などにより総合的に支援していくことが必要です。

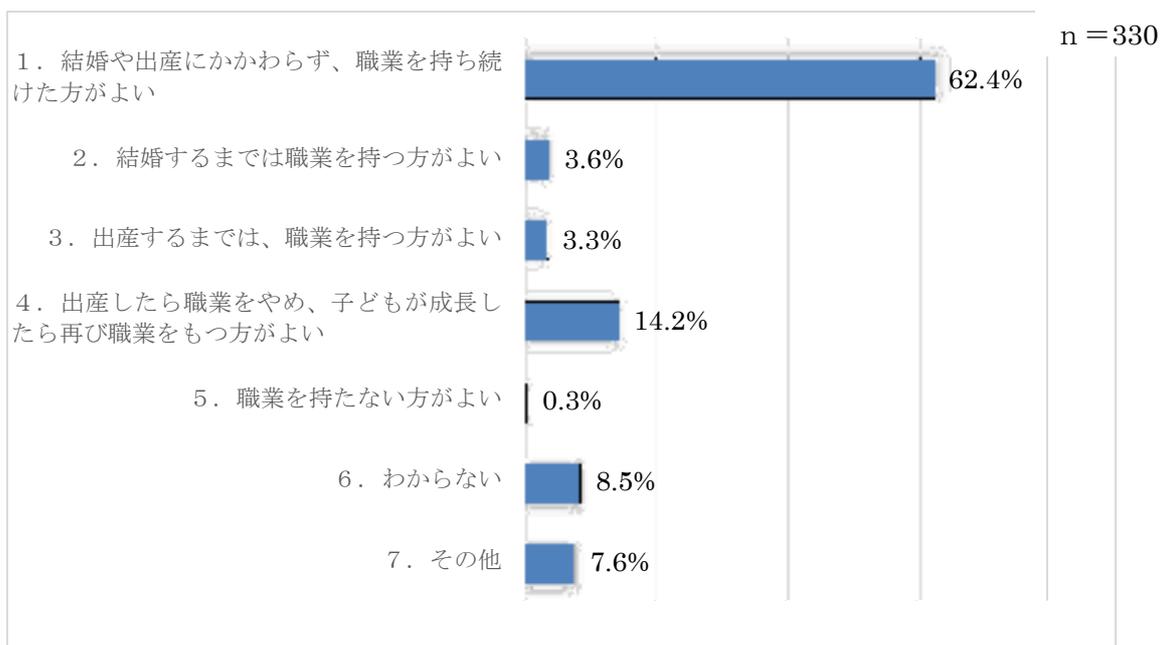
## 仕事について

### (1) 女性の就業

全体的には約6割の方が「結婚や出産にかかわらず、職業を持ち続けた方がよい」と考えています。

男女の比較をしてみると、「結婚や出産にかかわらず、職業を持ち続けた方がよい」の項目が、男性が55.2%に対し、女性が68.8%の割合に、「出産したら職業をやめ、子どもが成長したら再び職業をもつ方がよい」の項目が、男性が17.5%に対し、女性が11.6%の割合になっていて、まだまだ女性が継続して働くには厳しい状況がわかります。

### 女性の就業（全体）



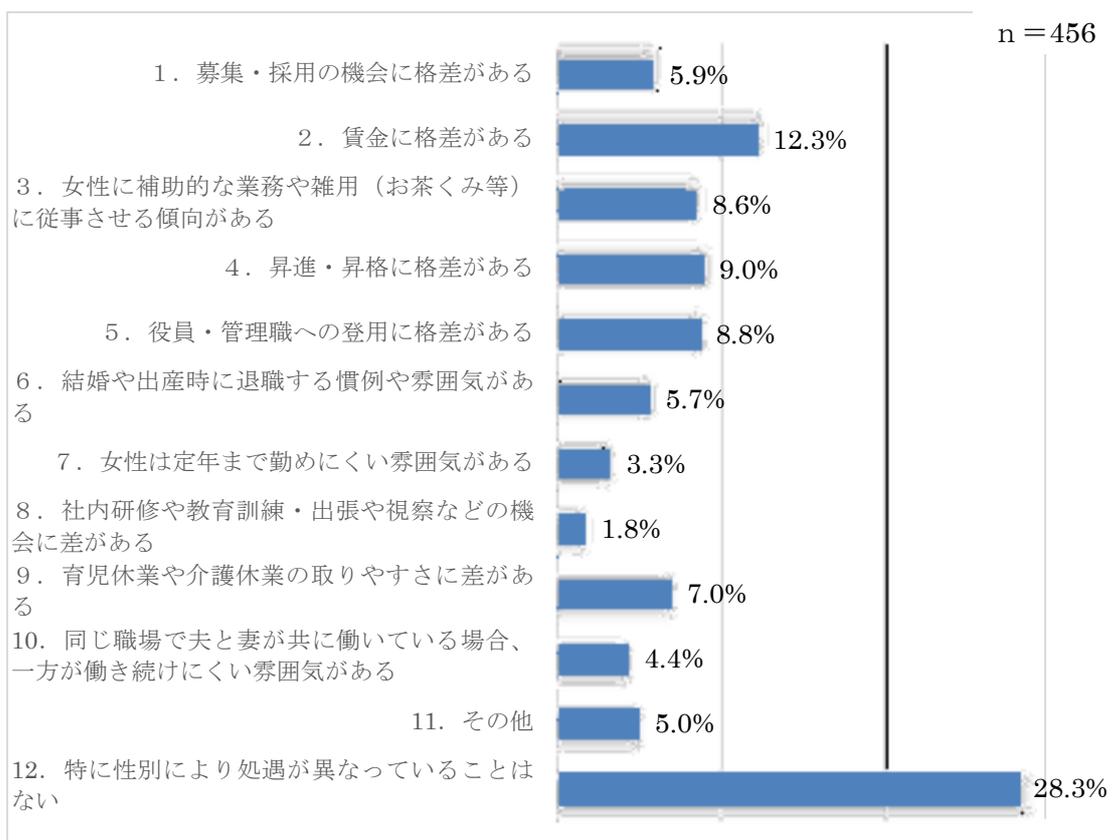
選 択 項 目	全体	女性	男性
1. 結婚や出産にかかわらず、職業を持ち続けた方がよい	62.4%	68.8%	55.2%
2. 結婚するまでは職業を持つ方がよい	3.6%	4.0%	3.5%
3. 出産するまでは、職業を持つ方がよい	3.3%	3.5%	2.8%
4. 出産したら職業をやめ、子どもが成長したら再び職業をもつ方がよい	14.2%	11.6%	17.5%
5. 職業を持たない方がよい	0.3%	0.0%	0.7%
6. わからない	8.5%	5.8%	11.2%
7. その他	7.6%	6.4%	9.1%

## (2) 職場における処遇の違いについて

**あなたの職場では、性別によって処遇が異なりますか。**

全体的には「特に性別により処遇が異なっていることはない」の項目が一番高く、28.3%となっていますが、「賃金に格差がある」が12.3%を占めていて、法律や制度等により女性の職場における立場は改善されてきているものの、依然、厳しい状況があります。

### 職場における処遇の違い



## 【施策の方向】

施 策	具体的施策	担当課
① 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保	○経済団体、各種団体と連携して、男女雇用機会均等法の啓発に努め、企業に対して理解と協力を求めます。	人権啓発・部落差別解消推進課 商工観光課
② ポジティブ・アクション※の推進	○事業主や労働者に対して、企業のポジティブ・アクション促進について啓発に努めます。	人権啓発・部落差別解消推進課 商工観光課
③ 女性の能力発揮促進のための支援	○女性活躍推進法により策定した事業主行動計画に基づいた取組みの着実な実施とともに、女性の能力を十分に発揮するための情報提供、相談対応など総合的な支援を行います。	人権啓発・部落差別解消推進課 商工観光課

### ※ポジティブ・アクション

さまざまな分野において、活動に参加する男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参加する機会を積極的に提供することをいい、個々の状況に応じて実施していくもの。雇用の分野においては、「営業職に配置されている女性が少ない」、「管理職は男性が大半を占めている」などの差が男女労働者の間に生じている場合、このような差を解消しようと個々の企業が行う自主的かつ積極的な取組みをいいます。

## 重点目標4 農山漁村における男女共同参画

### 【現状と課題】

農漁村は、美しい自然環境に恵まれ、多世代家族による暮らし、伝統文化継承の良さがある一方、家庭における子育てや介護といった役割の多くを女性が担っていて、生産と生活の両面において、女性の精神的・肉体的負担が大きくなっています。

今後、農林水産業の担い手としての女性に対する期待はさらに強まると見込まれますが、依然として旧来の価値観や固定的な性別役割分担意識が根強く、対等なパートナーとしての女性の評価がまだ不十分な面があります。

このような中、共同経営者としての役割の明確化や環境の整備を進めて、女性の能力と個性が発揮できる経営基盤の確立とステップアップを図ることが必要です。

### 【施策の方向】

施策	具体的施策	担当課
① 意識改革と女性の参画拡大	○「農山漁村女性の日」(3月10日)等の機会を捉えて、男女共同参画の啓発活動、情報提供に努めます。	農業振興課 農業委員会
	○農業委員会において、女性委員の登用が推進されるよう啓発等に努めます。	農業委員会
② 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	○女性が意欲とやりがいを持って経営に参画し、パートナーシップ型の経営を実践するため、女性の役割や労働報酬等の就業条件を明記した <b>家族経営協定</b> ※の締結を促進します。	農業振興課

### ※家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営をめざして、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

## 第3章 推進体制の整備に向けて

この計画の取組みは、さまざまな分野にまたがっていて、これらの取組みを総合的かつ効果的に進めるため、行政だけでなく市民や事業所・関係団体等がそれぞれの分野で役割を果たしていく必要があります。

そのためには、市における推進体制の整備と、事業の実施状況を点検する必要があります。

また、国・県及び関係民間団体との連携・協働を図り、全市的な広がりをもって、社会のあらゆる分野における男女共同参画社会の実現にむけた取組みを進めていきます。

### 1. 庁内体制の整備

「豊後高田市人権施策推進本部」や課長会等を通じて連絡及び調整を行い、施策の推進に努めます。

### 2. 市民参加による取組みの推進

市民の代表で構成される「豊後高田市男女共同参画推進委員会」に広く意見や提言を求め、施策の反映を図ります。また、各種事業を通じて市民への意識啓発に努めます。

### 3. 関係機関との連携

国・県並びに関係機関と連携を図りながら推進します。

### 4. 計画の進行管理

本計画の3つの基本目標を進めるにあたり、進捗状況を客観的に評価するため、次表のとおり数値目標を設定し、進捗状況や関連施策の実施状況を把握するとともに、年度ごとに点検・評価します。

なお、目標達成年度は、本計画の終了年度である令和10年度(2028年度)とします。

## 【数値目標】

基本目標	項目	実績値	目標値	担当課
I	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同意しないと思う方の割合(市民意識調査)	62.2%	70%以上	人権啓発・部落差別解消推進課
	男女共同参画に関する講演会や学習会の開催回数	年1回	年2回以上	人権啓発・部落差別解消推進課
II	地域、職場、学校における暴力を許さない学習会や研修会の開催回数	0回	年1回以上	人権啓発・部落差別解消推進課 商工観光課 学校教育課
	DV被害を受けて相談しなかった方の割合(市民意識調査)	51.4%	20%以内	人権啓発・部落差別解消推進課
III	審議会等に対する女性委員の割合	31.6% (令和5年5月1日)	40%以上	関係課
	認定を受けている企業数	えるぼし※ 2団体 くるみん※ 2団体	5団体以上 5団体以上	人権啓発・部落差別解消推進課

### ※えるぼし

女性活躍推進法に基づく認定制度で、一定の基準を満たし、女性活躍推進に関する状況などが優良な企業に認定マークが発行されます。



### ※くるみん

次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業は、申請により「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができます。



# 資 料

## 第4次豊後高田市男女共同参画計画

令和6年3月発行

大分県豊後高田市

豊後高田市人権啓発・部落差別解消推進課（隣保館内）

〒879-0627

豊後高田市新地1278番地

電話/FAX：0978-24-0007

e-mail：jindoutaisaku@city.bungotakada.lg.jp